別記第２４号様式（第１９条関係）

**向精神薬　卸売　・　小売　業者免許証記載事項変更届**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 免 許 証  の 番 号 | |  |  |  |  |  |  | 免　　許  年 月 日 | 年　　月　　日 | |
| 変　更　す　べ　き　事　項 | | | | | |  | | | | |
| 変  更  前 | 向精神薬  営業所 | | 所　在　地 | | |  | | | | |
| 名　　　称 | | |  | | | | |
| 住　　　　　　　　　 所 | | | | |  | | | | |
| 氏 　　　　　　　　　名 | | | | |  | | | | |
| 変  更  前 | 向精神薬  営業所 | | 所　在　地 | | |  | | | | |
| 名　　　称 | | |  | | | | |
| 住　　　　　　　　　 所 | | | | |  | | | | |
| 氏 　　　　　　　　　名 | | | | |  | | | | |
| 変更の事由及びその年月日 | | | | | |  | | | | 年　　月　　日 |
| 上記のとおり、免許証の記載事項に変更が生じたので、免許証を添えて届け出ます。  　　　　　年　　　月　　　日  　　　　　住　所    大阪府知事　殿 | | | | | | | | | | |

１．留意事項

　（１）届出期限：事由が発生した日から３０日以内

　（２）変更できる事項

　　　　　・向精神薬営業所の名称

　　　　　・住所

　　　　　・氏名（ただし、申請者の実態が変わる場合は、業務廃止・新規申請の手続きをすること。）

　（３）向精神薬営業所の所在地を変更したときは、免許証記載事項変更届を提出する

のではなく、業務廃止・新規申請の手続きをすること。

２．添付書類

　（１）向精神薬営業者免許証（免許証を紛失した場合は、紛失理由書）

　（２）法人の「住所」、「氏名」を変更した場合は、登記簿謄本（発行から6ケ月以内

のもの）

　（３）個人の「氏名」を変更した場合は、戸籍謄本（発行から6ケ月以内のもの）

３．記載上の注意

　（１）「免許証の番号」欄には、向精神薬営業者の免許証の番号を記載すること。

　（２）「免許年月日」欄には、向精神薬営業者免許証に記載されている有効期間の開

始年月日を記載すること。

（３）「変更前」欄には、向精神薬営業者免許証の記載事項を全て記載すること。

　（４）「変更後」欄には、変更する事項のみ記載すること。

　（５）「変更の事由及び年月日」欄には、具体的な理由及び事由の生じた日を記載す

ること。

　（６）「住所・氏名」欄には、申請者が法人又は団体の場合は登記された本社の所在

地、名称、代表者の氏名を記載すること。

４．提出部数

　　向精神薬営業所が大阪市、堺市、東大阪市にある場合は、１部を大阪府健康医療部生活衛生室薬務課へ、その他の場合は1部をその地域を所管する大阪府保健所の薬事課へ提出すること。